

# 櫛 区 規 約

(名 称)

第1条 本区は、「櫛区」(以下「本区」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本区の主たる事務所は、区長宅に置く

(区 域)

第3条 本区の区域は、櫛の全域とする。

(組 織)

第4条 本区は、前条の区域に居住する住民(以下「住民」という。)をもって組織する。

(目 的)

第5条 本区は、区の発展、住民の生活環境の改善及び住民相互の協力により、福祉の増進と生活の向上を図ることを目的とする。

(活 動)

第6条 本区は、前条の目的を達成するため、次の活動を行うものとする。

- 一 住民に対する連絡事項の伝達及び周知に関すること。
- 二 文書及び広報等の配布に関すること。
- 三 行事、各種団体との連絡、提携に関すること。
- 四 生活環境の改善及び発展のための方策、諸活動に関すること。
- 五 その他本区の目的を達成するために必要と認められること。

(役 員)

第7条 本区に、次の役員を置く。

- |       |    |
|-------|----|
| 一 区長  | 1名 |
| 二 副区長 | 1名 |
| 三 会計  | 1名 |
| 四 監事  | 2名 |
| 五 評議員 | 8名 |

(役員を選出)

第8条 区長及び副区長は、総会において、住民の中から住民の投票により得票数の多い者が就任する。

2 前項の投票において、最多得票数が同数の場合は、評議員の協議により区長及び副区長を決定し、総会で承認を得る。

3 会計は、区長が指名し、総会で承認を得る。

4 監事は、評議員の中から互選する。

5 第1項から第4項の規定により選任された役員は、これを拒んではならない。

6 評議員は、次の各号の区分に従い、それぞれの地域から関係住民で互選する。

- |        |        |
|--------|--------|
| 一 石神地区 | 評議員 2名 |
|--------|--------|

- |         |     |    |
|---------|-----|----|
| 二 北通地区  | 評議員 | 2名 |
| 三 上久保地区 | 評議員 | 2名 |
| 四 川敷地区  | 評議員 | 2名 |

(任期)

第9条 役員の任期は2年とし、再選された場合においては、4年を限度とする。ただし、評議員は、この限りではない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第10条 区長は、本区を代表し、区を統括する。

2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときは、その任務を代行する。

3 会計は、本区の経理をつかさどる。

4 監事は、本区の資産及び会計を監査する。

5 評議員は、地区を代表し統括するとともに、本区の役員として、それぞれの業務に努める。

(会議)

第11条 本区の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、定例会及び臨時会とし、区長が招集する。

3 定例会は、毎年1回、3月に開催する。

4 臨時会は、区長が必要と認めた場合、または、住民の4分の1以上の住民から会議に付議すべき事項を示して、臨時会の招集の請求があるときは、区長は開催しなければならない。

5 役員会は、第7条の役員をもって組織し、区長が招集する。

6 役員会は、区長が必要と認めたときに開催する。

7 総会及び役員会は、その構成員の2分の1以上の者が出席しなければ成立しない。

8 総会及び役員会における議事は、出席者及び委任状参加者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第12条 次にあげる事項は、総会において議決する。

一 事業計画及び予算決算に関する事項。ただし、軽微な変更、補正はこの限りでない。

二 第7条第1項から第4項までに定める役員の選出。

三 その他、本区の運営に関する重要な事項。

(議長の選出)

第13条 会議の議長選出は、次のとおりとする。

一 総会の議長は、総会出席者の中から選出する。

二 役員会の議長は、区長がこれに当る。

(区費の納入)

第14条 別に定める基準額を徴収する。

2 前項に定める区費のほか、緊急に支出を要する必要がある場合は、役員会の決定により臨時区費を徴収することができるものとする。

(資産の構成)

第15条 本区の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 別に定める財産目録記載の資産
- 二 区費
- 三 活動に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第16条 本区の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第17条 本区の資産で、第15条第1項に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の決議を要する。

(経費の支弁)

第18条 本区の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び資産)

第19条 本区の実業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始時に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始時に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第20条 本区の実業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第21条 本区の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第22条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、春日部市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第23条 本区は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第24条 本区の実散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以

上の議決を得て、本区と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(備え付け帳簿書類)

第25条 本区の主たる事務所には、規約、区員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(定めのない事項)

第26条 この規定に定めのない事項については、総会の議決を得て役員会において別に定める。

附 則

この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月30日一部改正)

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月23日一部改正)

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月28日一部改正)

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月26日一部改正)

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月21日一部改正)

この規約は、平成16年3月21日から施行する。

附 則 (平成18年3月19日一部改正)

この規約は、平成18年3月19日から施行する。

附 則 (平成19年3月25日一部改正)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月23日一部改正)

この規約は、平成22年5月23日から施行する。